

民間規格評価機関に係る手続の見直しについて

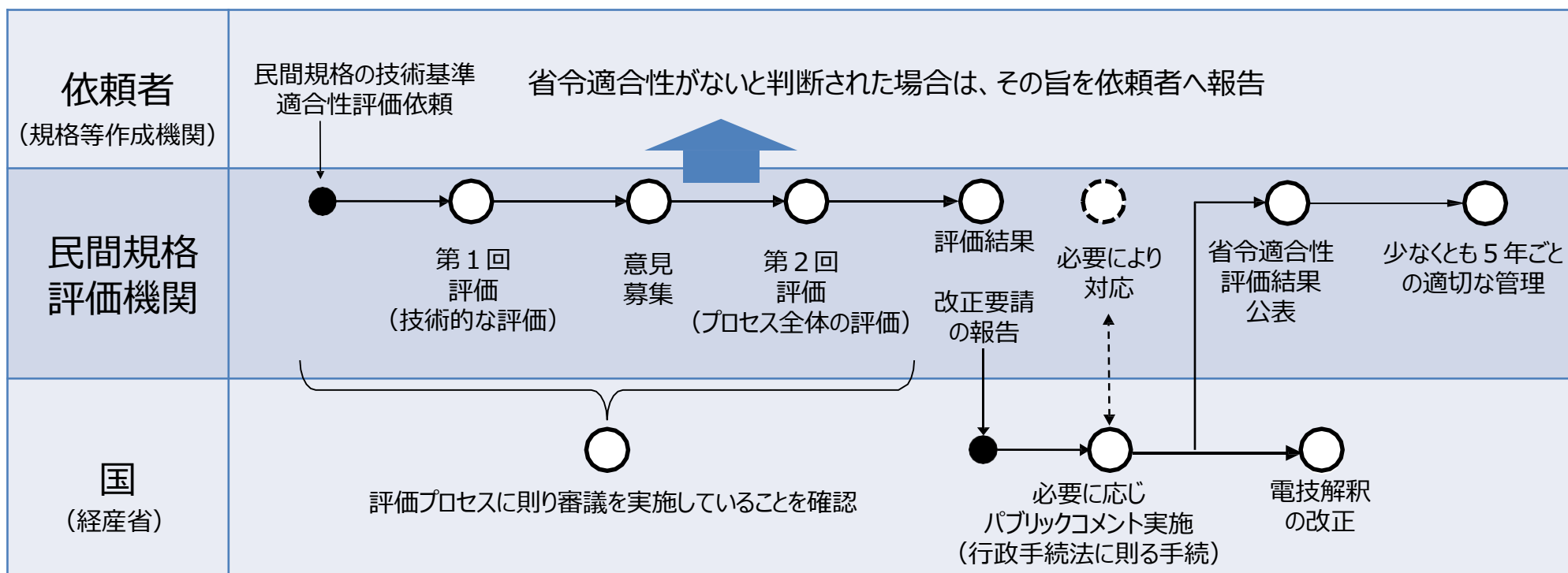
令和7年3月17日

産業保安・安全グループ 電力安全課

民間規格評価機関における技術基準への適合性確認プロセス

- 令和2年度から、新技術等の最新の知見を迅速かつ機動的に電気事業法の技術基準に取り込む目的で、民間規格評価機関による技術基準への適合性確認プロセスを定め、運用している。
- 国は、公正性、客観性及び透明性の観点から民間規格評価機関としての適切性を確認。民間規格評価機関が適合性確認プロセスに則り評価した民間規格は、国の手続を経て、電気事業法の技術基準に適合するものとして、電気設備の技術基準の解釈において例示。

民間規格評価機関による技術基準への適合性確認プロセス



JESCの民間規格評価機関としての適切性の確認結果

- 令和2年7月の第23回電力安全小委員会において、日本電気技術規格委員会（JESC）は、民間規格評価機関としての要件を満たすことを確認。
- その後も年1回、本委員会において、評価機関としての適切性を確認することとされており、経済産業省職員がJESCの各委員会に参加し、その確認結果を報告している。
- 令和5年度のJESCの活動についても、民間規格評価機関としての要件に則り、適切に運営されていることが確認された。

経済産業省による令和5年度の適切性確認（一部抜粋※）

民間規格評価機関の要件	経産省確認内容
・民間規格評価機関が民間規格等の<u>評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</u> ・民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに<u>関係する省令基準及び基準解釈における条文</u>（既に引用されている民間規格等を含む）<u>を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</u> （略） また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。 ・民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した<u>民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。</u>	・要件に合致する規約等の定めを確認し、JESCの各委員会において定めのとりの運営を確認。 ・技術評価については、第121回、第122回<u>日本電気技術規格委員会（令和5年度として2回）にて技術評価書について審議し承認したことを確認。</u> ・プロセス評価委員会（令和5年度として2回）にて<u>評価プロセスについて審議し承認したことを確認。</u> ・要件に合致する規約等の定めを確認。<u>リストが公開されていることをJESCのHPで確認。</u>

- 日本電気技術規格委員会（JESC）より確認の申出があった、内規に基づく民間規格評価機関としての要件については、一般・組織・評価プロセス・評価業務管理において適合性を確認。
- 引き続き、日本電気技術規格委員会（JESC）における民間規格等の評価プロセスが内規の要件に従って適切に運営されていることを経済産業省においても定期的に確認していく。

➤ 評価プロセスにおける国の関与

国は、評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への経済産業省職員の立会い等により確認するとともに、評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する。



電力安全小委員会において以下を実施。

- 今後、更に内規に基づく民間規格評価機関としての候補となる機関より、要件を満たしていることの確認が必要になった場合には、電力安全小委員会にて審議。
- 年1回、評価機関の活動については電力安全小委員会へ報告し、評価機関が適切に民間規格の評価・承認を実施していることを確認。

民間規格評価機関の適切性の確認に関する手続の見直し

- 民間規格評価機関に係る内規では、「国による要件に従った適切な評価の実施確認は、（中略）評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によって行う。」とされている。
- その一方、電気事業法においては、関係する外部組織の確認を3年ごととしているものが存在。
- こうした状況を踏まえ、適切な業務遂行を継続している機関として本委員会が認めた機関については、本委員会による確認を1年ごとではなく、3年ごとの確認としてはどうか。
- この場合、過去3回、JESCは民間規格評価機関としての適切性が確認されており、今般の確認結果を踏まえた上で、今後、JESCは3年ごとの確認とすることとしてはどうか。

民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）
（20200702保局第2号）

3. 民間規格等の省令基準への適合性確認のプロセス

国による要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委員会への立会い、規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によって行う。この確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された場合には、当該機関が評価した民間規格等について、国は省令基準を満足するものとして認められるものとし、ないことができる。

電気事業法における外部組織の確認方法

組織概要		組織の確認方法
登録適合性確認機関 (法第70条、施行令第42条)	風力の設置者が工事計画の届出前に、当該 <u>工事計画の技術基準への適合性を確認する機関</u>	<u>3年ごと</u> に更新
登録安全管理審査機関 (法第80条の6、施行令第42条)	火力等の設置者がその <u>技術基準への適合性を検査した後、設置者の検査体制について審査する機関</u>	<u>3年ごと</u> に更新

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（１）一般

- JESCについて、民間規格評価機関の要件（20200702 保局第2号）への適合性確認結果は以下の通り。

民間規格評価機関の要件（１）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
①民間規格評価機関が民間規格等の <u>評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</u>	・「<u>公正性、客観性、透明性</u>及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、<u>電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること等</u>の活動を行うこと」等を<u>目的として規定。</u> 【委員会規約 第1条】 ・民間規格等の<u>評価を行う手順</u>については、<u>公正性、客観性、透明性を持った評価プロセスとなるよう、関係要領で規定。</u> 【審議要領 3（6）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認し</u>、JESCの各委員会において定めのとりの運営を確認。
②民間規格評価機関が民間規格等の <u>評価を行う際には、要請があった評価に関する事項に限定</u> しなければならない。	・ <u>民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、審議に必要な資料の提出を求める</u>ことを要領で規定。 【審議要領 3（1）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認し</u>、JESCの各委員会において定めのとりの運営を確認。

（注）表中に記載の規約等の正式名称
 委員会規約：日本電気技術規格委員会規約
 審議要領：民間規格等制改定の審議に係る要領

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（２）組織①

民間規格評価機関の要件（２）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
① <u>民間規格等の評価を行うに当たって、民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に係る者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置</u>するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。	・ <u>委員会の業務として、「国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価」や「国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価」を規定。</u> 【委員会規約 第2条】 ・ 「<u>委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</u>」と規定。 【委員会規約 第3条】 ・ 「<u>プロセス評価委員会</u>」を置き、「<u>プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。</u>」と規定。 【委員会規約 第11条】	・ <u>技術規格委員会としては学識者、電力業界、産業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</u> ・ <u>プロセス評価委員会（令和5年度として2回）にて評価プロセスについて審議し承認したことを確認。</u>
② <u>民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。</u>	・ 「<u>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリスト等の幅広い分野の委員で構成する。</u>」と規定。 【委員会規約 第12条】	・ <u>プロセス評価委員会では学識者有識者（法曹、安全、科学）、電力業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</u>
③ <u>評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者</u>でなければならない。	・ 「<u>審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、（委員会の）決議に参加できない。</u>」ことを規定。 【委員会規約 第6条】 ・ 「<u>事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。また、民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。</u>」と規定。 【委員会規約 第19条】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認し、JESCの各委員会において定めのとりの運営を確認。</u>

（注）表中に記載の規約等の正式名称
委員会規約：日本電気技術規格委員会規約

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（２）組織②

民間規格評価機関の要件（２）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
④民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、 <u>関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示</u> しなければならない。	・ <u>技術規格委員会及びプロセス評価委員会は、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合を除き、原則公開</u> としている。また、外部へ公開する内容として「 <u>公開する『民間規格等』の策定趣旨・策定目的・規定内容</u> 」と規定し、 <u>関係する分野を明確</u> しているところ。 【委員会規約 第8条及び17条、情報公開要領 1（４）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認。</u>
⑤評価委員会の審議の内容については、 <u>傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開</u> されなければならない。	・ <u>委員会の審議の内容について、「傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。」と規定。</u> 【情報公開要領 3（１）】	・ <u>技術規格委員会、プロセス評価委員会の審議概要をホームページにて掲載していることを確認。</u>
⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、 <u>評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示</u> しなければならない。	・ 「 <u>各委員会を非公開とする</u> 」理由について規定。 各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。 a. <u>特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> b. <u>個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> c. <u>個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> d. <u>その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> 【情報公開要領 3（２）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認。</u> 令和5年度に実施された各委員会は、JESCのHPにて公表されていることを確認。

（注）表中に記載の規約等の正式名称

委員会規約 : 日本電気技術規格委員会規約

情報公開要領 : 情報公開等に係る要領

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（３） 評価プロセス①

民間規格評価機関の要件（３）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。	・（当該規格を評価する委員会の委員として）「 <u>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</u> 」、「 <u>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。</u> 」と規定。【委員会規約 第3条、第12条】	・ <u>技術規格委員会としては学識者、電力業界、産業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</u> ・ <u>プロセス評価委員会では学識者、有識者（法曹、安全、科学）、電力業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</u>
② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。	・ 「 <u>分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。</u> ただし、その審議に経費を要する場合、委員会は実費の負担を求めることができる。」と規定。【委員会規約 第21条、審議要領 5（１）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認。</u>
③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。	・ 「 <u>委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。</u> なお、 <u>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</u> 」と規定。（委員会の議決参加に、候補機関の会員資格を条件付けていない）【委員会規約 第3条】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認。</u> 各委員会には、 <u>組織の会員資格を有するもの以外が委員として参加していることを確認。</u>
④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。	・ 「 <u>委員会にて制改定を承認した民間規格等について、制改定プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議及び告発があった場合、その事案に対応するため対応方針を定める。</u> 」と規定。【審議要領 4（１）～（３）】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認。</u>

（注）表中に記載の規約等の正式名称

委員会規約 : 日本電気技術規格委員会規約

審議要領 : 民間規格等制改定の審議に係る要領

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（３） 評価プロセス②

民間規格評価機関の要件（３）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
⑤民間規格評価機関は、 <u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて</u> 、適切な手順を <u>文書で定めなければならない</u> 。	・ <u>委員会の運営、議決方法、規格評価プロセス等について、委員会規約及び関連要領にて規定。</u> 【委員会規約ほか】	・ <u>要件に合致する規約等の定めを確認し</u>、JESCの各委員会において定め通りの運営を確認。
⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに <u>関係する省令基準及び基準解釈における条文</u> （既に引用されている民間規格等を含む）を <u>明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない</u> 。 ー 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。 ー 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 ー 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。 ー その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。 また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。	・ 「委員会では、<u>民間規格等の制改正について、民間規格等評価機関の要件に従い、省令基準及び基準解釈における条文を明らかにし、省令基準との適合性について審議を行う。</u>」と規定。 【審議要領 ３（３）】 ・ 「<u>民間規格等作成機関より審議に必要な資料の提出を受け、技術評価書を作成する</u>」と規定。 【審議要領 ３（２）】 ・ 候補機関は、「<u>プロセス評価委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格等評価機関の要件に従い、制改定プロセスが公正性、客観性及び透明性をもって実施されているかについて審議する。</u>」と規定。 【審議要領 ３（６）】	・ 技術評価については、第121回、第122回日本電気技術規格委員会（令和5年度として2回）にて技術評価書について審議し承認したことを確認。 ・ プロセス評価委員会（令和5年度として2回）にて評価プロセスについて審議し承認したことを確認。 ※20の民間規格について審議を実施
⑦民間規格評価機関は、 <u>民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない</u> 。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。	・ 「<u>委員会のホームページにより公開する委員会の情報</u>」として、「<u>事業計画</u>」等を規定。 【委員会規約 第2条二、情報公開要領 ３（１）】	・ 令和5年度の事業計画をホームページへ掲載していることを確認。

（注）表中に記載の規約等の正式名称

- 委員会規約 : 日本電気技術規格委員会規約
- 審議要領 : 民間規格等制改定の審議に係る要領
- 情報公開要領 : 情報公開等に係る要領

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（３） 評価プロセス③

民間規格評価機関の要件（３）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。	・「委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する」、「外部への公開方法は、『情報公開等に係る要領』による。」、「事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。」と規定。 【審議要領 3（４）】 ・意見募集手続き（パブリックコメント）について、公開の方法として「電気新聞及び委員会のホームページ」、公開の期間として「30日以上、最長60日」を規定。 【情報公開要領 1（１）（３）】 ・「委員会での承認後、速やかに委員長名により関係行政機関に改正要請を行う。」と規定。 【審議要領 3（７）】	・電気新聞及びホームページにて意見募集することを確認。 ※期間：令和5年9月6日～10月5日（30日間）、令和5年12月15日～令和6年1月13日（30日間） ・国へ評価書等を令和5年度に2回提出したことを確認。
⑨民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。	・「関係行政機関への改正要請*の報告後に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ再審議等を行う。」と規定。 【審議要領 3（７）】 *民間規格評価機関が省令基準への適合性を確認した後、国（経産省）において関係する技術基準の解釈等の改正を行う。	・要件に合致する規約等の定めを確認。
⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	・承認した民間規格等に「委員会の規格番号を付与し、リスト化する。」と規定し、ホームページで関係基準を明確にし、一覧表で公開することとしている。 【委員会規約 第2条、審議要領 3（７）、番号付与要領 2】	・要件に合致する規約等の定めを確認。リストが公開されていることをJESCのHPで確認。

（注）表中に記載の規約等の正式名称

委員会規約：日本電気技術規格委員会規約

審議要領：民間規格等制改定の審議に係る要領

情報公開要領：情報公開等に係る要領

番号付与要領：民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

<参考> 民間規格評価機関としての要件の適合性確認（４） 評価業務管理

民間規格評価機関の要件（４）	JESCの規約等における定め	経産省確認内容
①民間規格評価機関は、 <u>規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</u>	・候補機関は、「委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に質問を送付し、回答を依頼することができる。」と規定 【審議要領 ４（１）】	・要件に合致する規約等の定めを確認。
②評価した規格について、 <u>規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理しなければならない。</u>	・「委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、制改定より少なくとも５年以内に見直しが行われているか確認を行う。」と規定。 【審議要領 ３（８）】	・要件に合致する規約等の定めを確認。
③民間規格評価機関は、 <u>規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。</u>	・「委員会は、委員会の議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を５年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。」と規定。 【委員会規約 第24条】	・要件に合致する規約等の定めを確認。
④民間規格評価機関は、 <u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u>	・候補機関は、「国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年１回、有識者による外部評価を受けなければならない。」と規定。 【委員会規約 第25条】	・外部評価委員会（令和6年4月4日）を開催し、評価プロセスについて審議し承認したことを確認。

（注）表中に記載の規約等の正式名称

委員会規約：日本電気技術規格委員会規約

審議要領：民間規格等制改定の審議に係る要領